

利用にあたって

図書館を利用するには「図書館利用証」が必要です。学生は「学生証」、専任教職員は学校法人が発行する「身分証」を「図書館利用証」として代用することができます。また、非常勤講師の方や学外者、卒業生の方などは、カウンター申請により、その場で「図書館利用証」を発行します。

詳細は以下のとおりです。カウンターで発行する「図書館利用証」の有効期限は当該年度末までとなり、引き続き次年度も利用する場合は、借用中の図書をすべて返却後、カウンター申請による更新手続きが必要です。

種別	区分	図書館利用証	カウンター申請の 必要性	有効期間
学部生	通学課程の学部生	「学生証」を代用	不要	在籍期間中
	通信課程の学部生	「学生証」を代用	不要	在籍期間中
	科目等履修生、聴講生、 研究生、資格補修生、特 修生等	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	受講証提示	在籍期間中(年 度ごと更新)
大学院 生	通学課程の院生	「学生証」を代用	不要	在籍期間中
	通信課程の院生	「学生証」を代用	不要	在籍期間中
	研究生	「研究生証」を代用	不要	在籍期間中
	科目等履修生、履修証 明プログラム履修生等	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	受講証提示	在籍期間中(年 度ごと更新)
研究員	研究員	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	身分・氏名等申し出	在職期間中(年 度ごと更新)
教員	大学・大学院の専任教員	学校法人が発行する「身分証」を 代用	不要	在職期間中
	大学・大学院の非常勤講 師	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	身分・氏名等申し出	在職期間中(年 度ごと更新)
職員	専任職員	学校法人が発行する「身分証」を 代用	不要	在職期間中
	特別契約職員、委任契 約職員等	学校法人が発行する「身分証」を 代用	不要	在職期間中
学外者	本学学部卒業生、大学 院修了生	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	免許証等住所確認で きるものを提示のうえ 卒業・修了年度・氏名 等申し出	年度末まで(年 度ごと更新)
	一般利用者	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	免許証等住所確認で きるものを提示のうえ 一般利用者として氏 名等申し出	年度末まで(年 度ごと更新)
高校生	地域の高校生、付属高 等学校の生徒	カウンター申請により「図書館利用 証」を発行	生徒手帳(付属高校 の生徒で美浜本館利 用の際は「大学付属 図書館利用受講完了 証明書」)提示	年度末まで(年 度ごと更新)